

仕様書(案)

令和元年7月 日

1. 件名

令和元年度「新しい東北」交流拡大モデル事業報告会等運営及びPR事業

2. 背景・目的

復興・創生期間に入り、復興の新たなステージを迎えつつある東北では、インフラや住宅等の復旧は一定程度進みつつあり、今後は産業・生業の再生を重点的に進めていくことが必要である。特に観光は地域産業全体に影響を与える裾野の広い産業であり、観光復興は東北の産業・生業再生の柱となる。しかしながら、東北の観光産業は全国的なインバウンド急増の流れから大きく遅れるなど復興は道半ばとなっている。早期復興のためには、正確な情報発信だけではなく、個々の外国人が東北での体験を通じて、東北の情報を拡散させ、東北6県への外国人(国内在住者を含む)の交流人口を拡大させる必要がある。

本事業は、「令和元年度「新しい東北」交流拡大モデル事業(普及・展開型)」(以下「普及・展開型」。)並びに「令和元年度「新しい東北」交流拡大モデル事業(宮城県沿岸部)」、「令和元年度福島県交流拡大モデル事業」及び「令和元年度「新しい東北」交流拡大モデル事業(岩手県沿岸地域)」(3事業あわせて以下「地域型」とする。)で選定した各プロジェクトの成果発表等を通じて、国内外に対して普及・展開型及び地域型の情報発信を行うものである。

3. 業務内容

(1)「新しい東北」交流拡大モデル事業報告会等の運營業務

① 総論

ア 令和2年2月頃に、以下②及び③の内容を踏まえながら、普及・展開型及び地域型で選定された事業者の各プロジェクトの取組内容、実績及び課題等を幅広く共有する場(以下「報告会」。)の準備、運営を一元的に実施する。

イ 普及・展開型及び地域型で選定された事業者の各プロジェクト担当者等と綿密に連携しながら、報告会に関する日程、開催場所の調整、関係資料の作成及び備品の準備を行う。併せて報告会の記録(記録映像及び概要の作成等)を行うこととし、当該記録は報告会終了後、速やかに復興庁(以下「当庁」という。)に提供するものとする。

ウ 報告会では、当庁、観光庁等の国の職員、東北6県の自治体職員、各プ

プロジェクト関係者の他、報道関係者及び傍聴者の出席を想定し、計 300 名程度を収容可能な会場を用意する。

その際、会場の収容定員を踏まえ、上記の者の他、観光関係事業者並びに一般傍聴者の参加を求めることとする。

エ 報告会では、審査員として下記有識者 3 名（以下「モデル事業有識者」。）を招聘し、講評を行う。

＜審査員＞

- ・篠原靖氏（跡見学園女子大学准教授）
- ・矢ヶ崎紀子氏（東洋大学准教授）
- ・ルース・マリー・ジャーマン氏（ジャーマン・インターナショナル代表取締役）

オ 報告会出席に係る会場費、モデル事業有識者の旅費、謝金等については、請負業務の費用に含めるものとする。

カ このほか、以下②又は③の内容を踏まえて企画・実施する事項に必要なとなる海外バイヤー、在留外国人等の者の募集に必要な経費及び地域型で選定された事業者が本報告会に参加するための旅費は、基本的に請負業務の費用に含めるものとする。

②普及・展開型に係る留意事項

ア 普及・展開型で選定された事業者の各プロジェクトによって得られたノウハウ等を広く周知するとともに、同事業者間の競争を促すため、同事業者が取組内容や成果、得られたノウハウ等の発表を行う場を設ける。

イ その際、モデル事業有識者等が講評を行う等により、参加者等が報告内容等に対する理解が深められるよう取り組むこととする。

③地域型に係る留意事項

ア 地域型の各プロジェクトを広く周知するとともに、特に販路開拓や外国人向けの情報発信を図るため、海外バイヤー、在留外国人等の者を活用する等により、地域型の各プロジェクトで造成されたプログラム等の紹介・評価を行う場を企画・実施する。

（参考：平成 30 年度「新しい東北」交流拡大モデル事業報告会 ）

<http://reconstruction.go.jp/topics/m19/02/20190212houkokukaipress.pdf>

④報告会実施までの中間確認等

ア 普及・展開型で選定された事業者の各プロジェクト等の高度化等を図るため、モデル事業有識者が、各プロジェクトの状況を確認・指摘・助言を行う場（以下「ブラッシュアップ会」）を事業期間中に 2 回設け、ブラッ

シュアアップ会実施に係る調整、運営、記録等を行う。

イ 普及・展開型及び地域型で選定された事業者その他の者による東北におけるインバウンドに係る取組の高度化等を図るため、モデル事業有識者が、現地に赴いて状況を確認・指摘・助言を行う場（以下「現地調査」。）を設けることとし、現地調査実施に係る業務（調査先との調整、移動手手段の確保及び宿泊施設の手配並びに調査結果の記録等。）を行う。

※ 令和元年8月頃、2泊3日程度を想定。

ウ 上記のほか、普及・展開型の進捗確認に係る有識者による現地訪問（1回1名、1泊2日、年10回程度を想定）を、有識者と調整のうえ適宜行う。

エ 上記のほか、報告会等の運営に付随して発生する事務を処理する。

（2）普及・展開型及び地域型のPR業務

ア 事業期間中に、各種メディアに働きかける等により、各プロジェクトの取組や誘客に取り組む東北の姿を国内向けに情報発信する。

イ 情報発信を効果的に行うため、同事業の各プロジェクト担当者から積極的に情報収集し、各プロジェクトの進捗状況を把握するものとする。

ウ 上記のほか、同事業のPRに付随して発生する事務を処理する。

（3）事業報告書の作成

3.（1）から（2）までの取組について、事業報告書を作成する。

4. 履行期限

令和2年3月27日を履行期限とする。

5. 成果物

（1）事業報告書 5部（製本）

（2）事業報告書を収めたCD-R（又はDVD-R） 2枚

※ 当庁は、事業報告書の一部又は全部を当庁ホームページに掲載することができるものとし、請負者は、この点を念頭において事業報告書を作成するとともに、事業報告書内に転載資料がある場合には必要に応じて著作権者の承諾を得るなどの手続を行うものとする。

なお、転載資料の著作権者の承諾を得ることが出来ない場合には、当該資料を除いたバージョンの電子ファイルを別途作成するものとする。

6. 業務体制・進行方法

（1）全体スケジュール

- ア 請負者は、事業開始後一定期間が経過した時点で進捗状況を報告すること（報告の日時及び様式は別途指示）。
- イ 請負者は、令和2年3月27日までに、本仕様書に示す業務をすべて完了し、検査を受けて合格すること。
- ウ 上記イを実現するためのスケジュールについて、当庁と協議の上で策定すること。
- エ 作業の経過、進捗状況等について遅延が認められた場合は速やかに当庁に報告するとともに、対応策を提示すること。

（2）業務の実施体制

- ア 実施体制図（主な実施主体、担当責任者等）を提出すること。
- イ 担当者の異動や病気等により実施体制図の変更が生じる場合は、その旨を速やかに当庁へ書面にて報告し、承認を得ること。なお、代行する者には業務に支障をきたさないようにすることができる者を担当させること。
- ウ 当庁が、担当者に十分なコミュニケーション能力がないと判断した場合は、早急に担当者を変更すること。
- エ 本業務の円滑な運営を図るため、請負者は当庁との連絡を密にして本業務を行うこと。

（3）業務の再委託

- ア 請負者は、本契約を履行するにあたり、本契約の全部を一括して再委託してはならない。
- イ 請負者は、本契約の履行において、本契約の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、事前に再委託先の住所、名称、再委託を行う業務範囲、再委託を行う必要性、再委託先に対する管理方法その他、当庁の指示する事項について記載した書面を提出し、当庁の承認を得なければならない。
- ウ 当庁が、本契約の適正な履行の確保のために必要があると判断したときは、請負者に対し、さらに本契約の履行体制等について書面による報告を求めることができる。
- エ 請負者は、前項により報告を求められた場合には、速やかに当庁に対して報告をしなければならない。

7. その他特記事項

（1）全般

- ア 本仕様書は、業務履行上求める最低限の基準を示したものである。したがって、本仕様書に記述していない事項であっても、業務を履行するた

めに必要な作業を請負者は実施すること。また、仕様書に記載なき事項（契約目的を達成するために契約履行過程において新たに必要となる情報収集等）及び本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、当庁と協議の上決定するものとする。

イ 請負者は、本契約に関して必要に応じて助言等を行い、また、助言を求められた場合には、速やかに対応し、当庁が必要とする内容を充足させること。

ウ 請負者が行う提案、報告及び相談等は基本的に書面をもって実施すること。なお、実施に際しては、当庁の承認を得て実施すること。

（２）瑕疵担保責任

ア 請負者は、本業務に関して提供したサービス又は納品物の瑕疵について、提供したときから１年間、担保の責めを負わなければならない。

イ 請負者は、本納品物の瑕疵が請負者の故意又は重大な過失に基づく場合は、前項の定めに関わらず、当庁が瑕疵を発見したときから１年間、担保の責めを負わなければならない。

ウ 当庁は、前項の期間において、瑕疵のあるサービス又は納品物について、請負者に相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を請求し、又は修補とともに損害賠償の請求をすることができる。

エ 当庁は、請負者が提供したサービス又は納品物の瑕疵のために、本契約の目的を達することができないときは、本契約を解除することができる。

（３）著作権等の取り扱い

ア 成果物及び本契約を履行するにあたり制作した著作物の著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、当庁が保持するものとする。

ただし、次の（ア）、（イ）について、いずれも遵守することについて請負者から書面で届け出があり、当庁が了承した場合には、当庁は譲り受けないものとする。

（ア） 請負者は、当庁が本業務に係る著作権が公共の利益のために特に必要があるものとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該著作権を実施する権利を当庁に許諾する。

（イ） 請負者は、当該著作権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該著作権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、当庁が著作権の利用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該著作権を実施する権利を第三者に許諾する。

イ 成果物及び本契約を履行するにあたり制作した著作物に含まれる請負者又は第三者が本業務以前に権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

ウ 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

（４）機密保持等

ア 本仕様書に基づく作業により知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用しないこと。このことは契約期間終了後においても同様とする。

イ 請負者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて請負者が行うこと。